

# おんが

發行所 場役村賀  
 遠賀村賀  
 有吉茂也  
 有吉正  
 印刷所 正  
 東筑印刷KK  
 各戸配布

昭和三十六年一月二十日発行

第二六号

## 目次

一、年頭のことば	村長	1
一、二月は贈与税の月		1
一、結核をなくするための複十字		3
募金運動について		3
一、計量器定期検査実施について		3
一、昭和三十五年国勢調査集計結果概数について		9
一、村報「おんが」について		9
一、お知らせ		9

## 拡声機

二月 三日	節分
二月 四日	立春
二月 十五日	旧元日
二月 十六日	島門校追徳教育発表会
二月 二十四日	計量器定期検査日
二月 二十五日	固定資産税第四期

## 一、年頭のことば

昭和三十六年の新春を迎え村民の皆様と共に御喜び申し上げます

本年は、池田内陸十ヶ年間国民所得増計画声明の初年度でありまして、之に基き計画を予算に盛り込まれ、予算額も一躍一兆九千億の由にて、更に投融資七千億に増大せられまして、産業振興のため金利の引下げをも考慮せられた、国土内で人口増加に伴う国民の生活安定上、誠に結構なことでありまして、最近工業を中心として人口三十万、五十万或は百万の基幹都市を企画せられ、対外貿易による国力の増大を図られますことは、誠に喜ばしい現象でありまして、既に年頭に当り本年は昨年に比し収益九%の上昇率が確定視せられていますが、この反面民間融資の増加に伴いまして所得増加の宣伝により、大企業は勿論地方の小資本による業者も競つて値上げを断行し、物価の高騰を招来しまして一部國民に對し憂うべき現象を来さねばよいかと根憂いたしてはいますが、殊に釘付されています農産物の価格により工場勤務者と、農業経営者との所得の均衡差が著しく、現在実施寸前にあります農業基本法の構想を仄聞いたしますに、麦の価格も逆転を防止するため一定期間の補償せられますものの二〇%程度の価格引下げが予想されますので、本村の如き農業を主体とせる農村にありましては、農業所得の減収が予想されるのではないでしようか、そこで従来の如き家畜中心による厩耕法より逸脱し農業の機械化により能率増進を図る一大転換期となつて来たように思われますが、之が遂行には、農業の共同化によります規模の拡大や低融資の導入、耕地の改善等諸条件を要いたしましたしまして一朝一夕に改善することは勿論困難ではありますが、本年は恰も農業に最も縁故の深い牛の年でありまして、昔から一年の計は元旦にありと申してはいますように年頭に当りまして、しつくりと構想を練り牛歩的と申しますか、共に手を取りお互の協力によりまして着実に一步一步と踏み進み農村繁栄のため更に御一家の御隆盛を祈念いたしまして謹んで年頭の御挨拶といたします。

## 二、二月は贈与税の月

財産の贈与を受けた場合は加算税や利子税など、ばかな

目にあわないよう期限内（二月末日まで）贈与税の申告と納税を済ませたいものである。

贈与税は、相続税の補完税であつて、一口にいうと、特定の個人から無償で財産をもらつたときに課税される税金である。

簡単に説明すれば

一、昨年中に個人からもらつた財産の合計額が二十万円（贈与税の基礎控除額）を超える人は、二月末までに贈与税の申告をして、それに見合う税金を納めなければならない。

二、昨年中にもらい受けた財産の合計額がたとえ二十万円以下でも、同一人物から昨年までの三年間に毎年十万円を超える財産を二年なり連続してもらつた人はやはり贈与税の申告と納税が必要である。

たとえば、昨年、一昨年とそれぞれ十八万円の連続贈与があつた場合、昨年の税額は、二万四千円である。さらに一昨年にも十四万円と三年間連続贈与があつた場合は、二年目の税額は二万四千円で昨年すなわち三年目の税額は六千円となる。

三、もらつた財産ではないが、贈与があつたとみなされて贈与税がかかる場合がある。

すなわち

(1) 土地、家屋などを時価より著しく低い価額で譲り受けた場合。

（時価と譲渡価額との差額について贈与税がかかる）

(2) 夫名義の株式を妻名義に書き換えた場合。

(3) 親の財産で購入した不動産を子供名義で登記した場合。

(4) 親が金を払い込んだ金銭信託で、元利の受取人を子供にしている

場合。

四、もらつた財産であつても、次の場合は贈与税がかゝらない。

(1) 会社など法人からもらつた財産（この場合は所得税法の一時所得になる）

(2) 扶養義務者から生活費や教育費としてもらつた財産で、その額が通常必要と認められる場合。

(3) 社会福祉その他公益を目的とする事業を行う人がもらつた財産で、公益の増進に使うことがあきらかなもの。

(4) 公職選挙の候補者が選挙運動に關してもらつた財産で、正式に届出をしたもの。

五、申告用紙、また申告の仕方や財産の評価方法などについては税務署に問い合せるとよい。また一度に納税するのがむづかしい場合には、分割納付の便法もあるから、よく事情を述べて相談するとよい。

### 三、結核をなくすための複十字シール(封筒) 募金運動について

結核をなくすためには、公共団体の予算や医療機関の資金だけでは充分な健康診断と結核予防知識の普及が行なえないのが実状です。これに鑑み結核予防協会では複十字シール募金運動を昭和二十七年から全国的に行なつていますが、この運動は複十字シール封筒を頒布することによつて国民各位の結核について理解を深めていただくとともに事業資金を得て結核をなくすための諸事業を行うものです。

村民各位ともこの運動にご賛同の上、ご協力下さるようお願いいたします。  
(右の募金運動は複十字シール封筒を一部二十円で買上げていただくものです)



### 四、計量器定期検査実施に ついて

昭和三十四年一月からメートル法による新らしい商取引又は証明が実施されて居りますことは既に御承知の事と思ひますが、偶々旧来の尺間法により取引されている向も見受けられますが、今年で(昭和三十六年十二月三十一日)で取引は証明する計量器の併用目盛グラム匁の付いた板一切使用出来なくなり、昭和三十七年一月一日からすべてグラム目盛板に切替え実施されますので一日も早くメートル法に基き取引証明される様御願ひ致しますと共にその計量器が正確なものでなければなりませんので、計量法を設け定期検査及び立入検査を実施致して居りますが(定期検査については三年に一回)当村に於ても左記に依り実施されますの

で「商取引又は証明等に使用されている計量器は必ず受検されます様  
お知らせします。

定期検査は純然たる計量の指導行政であり従つて検査に出して不合格に  
なつたものは修理して使用するなり或は、廃棄処分して新品と取替えね  
ばならぬことになつていて、不合格に対して法的の処罰はなく、ただ検  
査に提出しない事について法的に罰則が定められていますので、是非検  
査を受けられる様重ねてお勧め致します。

記

一、日 時 二月二十四日午前九時—四時迄

一、場 所 遠 賀 村 役 場

一、地 域 遠 賀 村 一 円

### 五、昭和三十五年国勢調査集計結果概数に ついて

昭和三十五年十月一日を期して全国一齊に国勢調査が実施されました  
が遠賀村に於ても総理大臣より任命を受けた三十六名の調査員によつて  
全世帯を訪問し調査を実施して頂き無事調査を完了しました、御承知の  
通り国勢調査は統計法による国の基本的な統計調査で政治や行政のため  
の基礎資料となる統計を作るために行われるものであります。

国勢調査も大正九年第一回が実施されて以来昭和三十五年国勢調査は第  
九回目を数えしかも大規模調査であり調査員の方も大変苦勞をされた事  
と思ひます紙面をかりて御礼を申し上げますと共に村民の方の御協力に対  
しても感謝致します。

尚村としましては総理府統計局の承認を得て地方集計を実施しましたの  
で参考までに別表の通り概数を御知らせ致します。なお此の数は後日総  
理府統計局より発表される確定数とは必ずしも一致しませんので念の為  
申添えます。

別表 1

部落別世帯数及男女別人口

部落名	世帯数	人口		
		総数	男	女
島津	47	260	125	135
若松	82	435	203	232
鬼尾	113	638	299	339
尾別	98	540	263	277
今別	181	919	452	467
古賀	66	325	147	178
今底	240	1,215	591	624
遠上	195	848	423	425
賀別	92	524	231	293
上木	130	726	376	350
老良	54	302	142	160
浅津	85	506	235	271
虫津	170	824	378	446
生拓	23	96	51	45
開二	179	845	430	415
三区	105	473	230	243
養老	1	29	13	16
遠賀村計	1,861	9,505	4,589	4,916
遠賀郡	15,668	72,468	35,806	36,662
福留県	884,793	4,006,564	1,954,530	2,052,034
全	20,638,752	93,406,830	45,871,194	47,535,630

別表 2

## 年令階級別配偶関係及び15才以上人口

年令階級	総数					男					女				
	総数	未婚	有配偶	死別	離別	総数	未婚	有配偶	死別	離別	総数	未婚	有配偶	死別	離別
合計	6,405	2,019	3,666	607	113	3,055	1,076	1,827	112	40	3,350	943	1,839	495	73
15～19才	948	938	10			476	472	4			472	466	6		
20～24	790	658	126	4	2	357	332	22	2	1	433	326	104	2	1
25～29	766	277	477	4	8	386	192	189	1	4	380	85	288	3	4
30～34	663	70	574	6	13	358	43	311		4	305	27	263	6	9
35～39	627	36	554	12	25	283	21	255		7	344	15	299	12	18
40～44	477	7	434	26	10	220	2	209	2	7	257	5	225	24	3
45～49	453	10	386	45	12	213	3	200	5	5	240	7	186	40	7
50～54	414	6	346	56	6	206	2	197	6	1	208	4	149	50	5
55～59	373	5	284	74	10	175	3	152	18	2	198	2	132	56	8
60～64	319	4	221	84	10	145	2	121	18	4	174	2	100	66	6
65～69	202	3	116	76	7	98	1	77	17	3	104	2	39	59	4
70～74	164		81	83		66		49	17		98		32	66	
75～79	119	4	39	74	2	45	3	29	12	1	74	1	10	62	1
80～84	61	1	14	41	5	20		10	10		41	1	4	31	5
85～89	22		3	16	3	5		2	2	1	17		1	14	2
90～94	5		1	4		2			2		3		1	2	
95～99	1			1							1			1	
100才以上	1			1							1			1	

別表 3

## 産業別大分類及び男女別 15才以上就業者数

男 女 別	総 数	農 業 (1)	林業、狩 猟 業 (2)	漁業、水産養殖業 (3)	鉱 業 (4)	建 設 業 (5)	製 造 業 (6)	卸売、小売業 (7)	金融、保険、不動産業 (8)	運輸、通信業 (9)	電気、ガス、水道業 (10)	サービス業 (11)	公 務 (12)	分類不能の産業 (13)
総 数	3875	1591	2		307	196	618	327	18	244	10	437	125	
男	2394	712	2		286	171	517	171	6	207	6	228	88	
女	1481	879			21	25	101	156	12	37	4	209	37	



別表 4

## 職業及び男女別 15 才以上就業者数

男 女 別	総 数	専門的技術的職業従事者	管理的職業従事者	事務従事者	販売従事者	農林、漁業従事者	採鉱採石従事者	運輸、通信従事者	技能工、単純労働者 及生産工程従事者	サービス従事者	分類不能の職業
合計	3.875	208	60	332	249	1.591	229	117	914	175	
男	2.394	125	59	175	133	712	216	110	787	77	
女	1.481	83	1	157	116	879	13	7	127	98	